

花とみどりの三重づくり条例案（仮称）素案に対する
執行部意見（令和4年11月15日）に対する回答について

1 意見 1【県土整備部】

街路樹の剪定については、条例の趣旨や道路の機能を踏まえつつ、限られた予算の中でメリハリをつけて進める必要があります。

また、地域の理解も十分に得ながら段階的に進めていく必要があると考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

回答案

御意見として承ります。

なお、本条例における「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」などの規定を踏まえた積極的な議論を行い、本条例の趣旨に沿った事業が展開されることを期待します。

2 意見 2【県土整備部】

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「第5 基本計画」及び「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定は、令和●年●月●日から施行する。

(2) 準備行為

推進会議の委員の選任のために必要な行為その他の「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定の施行のために必要な準備行為は、「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定の施行の日前においても行うことができる。

と規定されているが、

- ・基本計画の策定には、条例制定からおおよそ1年程度かかること。
- ・「第4 基本的施策」及び「第7 施策の推進」に規定されている項目は、基本計画に基づき準備や実施を行うものであること。

をふまえ、施行期日や準備行為の規定をご検討いただきたい。

回答案

施行期日等については、資料1のとおり整理します。

3 意見 1【農林水産部】

逐条解説においては、県民や事業者の皆さんをはじめ、市町などの関係機関が条例の内容を十分に理解できるよう、各条項について、具体的に分かりやすく記述していただきたい。

回答案

逐条解説については、**資料5**のとおり修正します。

なお、以下の点を補足します。

- ・ 「前文」の解説に、新型コロナウイルス感染症や街路樹に関する背景を記述することについては、「はじめに」として記述していることから、改めて記述することはしません。
- ・ 推進会議の委員の数に関する考え方等については、既に必要な記述はしていると考えるため、新たな要素を記述することはありません。